

**未成年者**

- 1 1種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する（民6条1項）。この点、本条の許可をするに際しては、一切の営業を許可することや、1個の営業の一部に限定して許可することは許されない。
- 2 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人に対し、1か月以上の期間を定めて、取り消すことができる行為を追認するかどうかを催告した場合において、法定代理人がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなされる（民20条2項）。
- 3 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならないが、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、同意を得ることを要しない（民5条1項）。この点、負担のない贈与をする旨の申込みに対する承諾は単に権利を得る法律行為に当たる。
- 4 取消権は、追認をすることができる時から5年間行使しないとき、又は行為の時から20年を経過したときは、時効によって消滅する（民126条）。
- 5 取り消すことができる行為は、民法120条に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができない（民122条本文）。そして、追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について全部又は一部の履行の事実があったときは、追認したものとみなされる（民125条1号）。

**被後見人、被保佐人及び被補助人**

- 1 成年被後見人の法律行為は、日用品の購入その他の日常生活に関する行為を除き、取り消すことができる（民9条）。
- 2 補助開始の審判にあたり、現行法は3つの選択肢を設けている。すなわち、①「特定の法律行為」について補助人に同意権を付与する方法（民17条1項本文・同意権付与の審判）、②「特定の法律行為」について補助人に代理権を付与する方法（民876条の9第1項・代理権付与の審判）、③上記①②の双方を付与する方法である（民15条3項参照）。そして、補助人に代理権のみが与えられたときは、被補助人の行為能力は制限されないから、被補助人は補助人に代理権が付与された行為を含めて、すべての行為を単独で有効に行うことができる。

- 3 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は民法17条1項の審判を受けた被補助人に対しては、1か月以上の期間を定めて、その期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる（民20条4項前段）。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなされる（同条同項後段）。
- 4 成年被後見人が婚姻をするには、その成年被後見人の同意を要しない（民738条）。
- 5 時効の期間の満了前6か月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から6か月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない（民158条1項）。この点、時効の期間の満了前6か月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合において、少なくとも、時効の期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、民法158条1項の類推適用により、法定代理人が就職した時から6か月を経過するまでの間は、その者に対して、時効は、完成しない（最判平26.3.14）。

#### 失踪宣告

- 1 失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失う（民32条2項本文）。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う（同条同項但書）。
- 2 不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができ（民30条1項）、この失踪の宣告を受けた者は7年の期間満了時に死亡したものとみなされる（民31条前段）。
- 3 民法30条1項にいう「利害関係人」とは、法定相続人や、不在者の死亡によって消滅する債務の債務者など、法律上の利害関係を有する者であって、失踪宣告の結果を他の訴訟事件の証拠にしようとする者など、事実上の利害関係を有する者は含まれない（大決昭7.7.26）。

- 4 失踪の宣告の取消しは，失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない（民32条1項後段）。この点，失踪宣告後にされた契約がその宣告の取消しにかかわらず効力を有するには，契約当時，当事者双方が共に善意であったことを要する（大判昭13.2.7）。
  
- 5 失踪宣告がされた後，失踪者が生存すること又は失踪宣告により死亡したものとみなされた時と異なる時に死亡したことの証明があったときは，家庭裁判所は，本人又は利害関係人の請求により，失踪の宣告を取り消さなければならない（民32条1項前段）。